•

## 別表六(二十五)の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の11第2 項又は第3項《国際戦略総合特別区域において機械等を 取得した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受 ける場合に記載します。

なお、次に掲げる事業年度において、法人税額がない ためその後の事業年度に繰り越して税額控除の適用を受 けようとする場合にも、この明細書を提出しなければな りませんので、ご注意ください。

- (1) 特定機械装置等を事業の用に供した事業年度(供用 年度)
- (2) 供用年度後の繰越税額控除限度超過額がある事業年度
- 2 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額9」には、 法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受 ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金とし て積み立てる方法により経理したときに、その積み立て た金額(積立限度超過額を除きます。)を記載します。

- 3 「当期控除可能額等26」の欄の外書には、措置法令第 27条の11第2項《連結納税の承認を取り消された場合に 繰越税額控除限度超過額から控除する金額》の規定の適 用を受ける場合に、同項に規定する控除未済超過額を記 載します。この場合においては、翌期繰越額の計算は、 当該控除未済超過額を含めて計算します。
- 4 「翌期繰越額27」の各欄の外書には、措置法第42条の 13 (法人税の額から控除される特別控除額の特例)の規 定の適用を受ける場合に、別表六(二十七)の「法人税額 超過構成額②」の各欄の金額を記載します。この場合に おいて、「計」及び「合計」の欄の記載に当たっては、 当該金額を含めて計算します。
- 5 「機械装置等の概要」には、その機械設備等が、特定 機械装置等に該当することの詳細を記載します。この場 合、この欄の記載に代えてできるだけ「特別償却の償却 限度額の計算に関する付表」の所要欄を記載し添付する こととしてください。